

## 概要

被災者に発病した疾病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

被災者は、平成〇年〇月〇日から〇大学の助手として採用され、薬剤部に配属されたが、平成〇年〇月〇日、被災者が勤務していた研究室のベランダから飛び降り自殺を図り死亡した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に、遺族補償給付及び葬祭料を請求したが、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者には、業務以外に自殺の原因となる事情が一切なく、業務と被災者の自殺との間には相当因果関係があり、労働災害である。これを認めずに不支給とした本件処分は、違法又は不当な処分である。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F32.0 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発病したと認められる。
- (2) 発病前おおむね 6 ヶ月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷については、①平成〇年から薬剤部の助手として就労していたところ、同年〇月頃から新たな研究テーマを与えられたこと、②被災者の指導を受けていた学生が、自分が死んだら上司の二人を辞めさせることができるだろうか等の被災者の言葉を聞いていることから、被災者は上司に対して対人関係上の心理的負荷を感じていたことがあげられる。  
被災者が体験したこの出来事は、「判断指針」の別表 1「職場における心理的負荷表」に当てはめれば、①については、類型として「仕事の量・質の変化」に、具体的出来事として「仕事のペース、活動の変化があった」に該当し、平均的強度は「Ⅰ」となる。  
また、②については、類型として「対人関係のトラブル」に、具体的出来事としては「上司とのトラブル」に該当し、平均的強度は「Ⅱ」となる。それぞれの出来事の強度を修正すべき理由は、特段認められない。  
出来事後の状況が持続する程度については、所定時間外労働や休日労働が認められるが深夜時間帯まで及ぶものでなく、同種労働者と比較して業務内容が困難で、業務量が過大であることや、過大な責任の発生も認められない。よって出来事後の状況が持続する程度の心理的負荷は「特に過重」に該当するものとは認められない。  
したがって、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。
- (3) 業務以外の出来事、個体側要因について特に問題は認められない。
- (4) 以上のことから、業務による心理的負荷の総合評価は「強」に至らないことから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

### 4 審査官の判断

- (1) 平成23年12月26日付けの基発第1226第1号通達「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に照らし判断すると次のとおりである。
- (2) 発症時期及び疾患名  
請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F32.0 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発病したと認められる。
- (3) 被災者の労働時間の実態  
被災者の労働時間は、被災者の使用していた実験器具の記録紙、関係者等の申立て等から、平日には毎日午後〇時頃までの時間外労働を行い、土日には 1 日3時間程度の休日労働があったと判断され

ることからこれにより算定し、発病前1か月前の時間外労働時間数は97時間15分、2か月前は104時間30分、3か月前は78時間45分、4か月前76時間30分、5か月前79時間30分であったと認められる。

(4) 業務による心理的負荷の評価

認定基準に基づいて判断すると、被災者の精神障害の発病に関与したと思われる業務による出来事は、「学生時代から継続していた研究以外の研究を行った」こと及び「叱責等の上司とのトラブル」が認められる。

被災者の業務による心理的負荷の強度について検討すると、学生時代から継続していた研究以外の研究は、被災者にとっては新たな研究業務であり、具体的出来事「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」に該当すると判断する。

なお、本件出来事の心理的負荷の強度の総合評価は、出来事前後で時間外労働が月70時間から100時間と増加しているが、倍以上となっていないことから具体例の「強」には至らず「中」と判断する。

次に「叱責等の上司とのトラブル」の出来事は、具体的出来事としては「上司とのトラブルがあった」に該当し、心理的負荷の強度の総合評価は上司から業務指導の範囲内である強い指導を受けたと認められることから「中」に該当し、更に本出来事後に104時間30分の長時間労働が発生しているため、認定基準の「恒常的な長時間労働が認められる場合の総合評価」の心理的負荷の強度が労働時間を加味せずに「中」程度と判断される出来事後に恒常的な長時間労働（月100時間）が認められる場合には心理的負荷の総合評価を「強」とするとの取扱いにより、本件出来事を「強」と判断する。

(5) 業務以外の出来事、個体側要因について特に問題は認められない。

(6) 以上のことを総合すると、被災者には業務以外の心理的負荷及び個体側要因については特段認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「強」と判断するものであり、被災者に発病した精神障害を業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してなした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。